

国立大学法人熊本大学コミュニケーションマークの職員等以外の使用について

令和5年3月31日

広報戦略担当理事裁定

1. 国立大学法人熊本大学コミュニケーションマーク等使用規則(以下「規則」という。)第4条(職員等以外の使用)の規定に基づき、学長がコミュニケーションマークの使用を許可する団体等とは、次の各号のいずれかに該当する団体等を基準とする。
 - (1) 本学の業務を円滑に行う上で必要な団体等で、本学の敷地内において事業を行うなど本学との関係が密接であるもの(例:生協、同窓会、国際交流協定を締結している海外大学等)
 - (2) 次のいずれにも該当する製品等の販売等を行う団体等で、製造物責任を負うことに同意できるもの
 - イ 本学との共同研究等の成果に起因する製品等又は本学の知的財産の許諾を受けた製品等
 - ロ 品質の維持に十分に取り組んでいる製品等
 - ハ 本学のブランドイメージの向上が期待できる製品等
 - ニ 商標権、実用新案権、意匠権等その他の諸権利に抵触しない製品等
 - (3) 本学と共同研究契約又は共同出願契約を締結している団体等
2. 規則第4条(職員等以外の使用)及び第5条(契約の締結)に係る手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 総務課広報戦略室は、規則の趣旨を踏まえ、内容の審査を行い、学長の了承を得ることとする。
 - (2) コミュニケーションマークの使用に関する契約に係る事務は、研究・社会連携部産学連携推進課が行う。

附 記

- 1 この裁定は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 国立大学法人熊本大学コミュニケーションマークの職員等以外の使用について(令和元年11月18日研究・地方創生担当理事裁定)は廃止する。